2　出荷販売事業者は、前項の規定により作付制限区域米穀を処分するまでの間、当該作付制限区域米穀を保管するときは、当該作付制限区域米穀が他の米穀と混合するおそれがないよう、都道府県知事の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

（出荷制限区域米穀）

第五条　出荷販売事業者は、出荷制限区域米穀を、都道府県知事の指示に従い、廃棄することにより処分しなければならない。

2　出荷販売事業者は、前項の規定により出荷制限区域米穀を処分するまでの間、当該出荷制限区域米穀を保管するときは、当該出荷制限区域米穀が他の米穀と混合するおそれがないよう、都道府県知事の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第二百七十四号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和四十九年十一月一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

コートジボワール	昭和六十二年十月五日
マーシャル諸島共和国	昭和六十三年四月二十六日
ニュージーランド	平成二年二月二十三日
ベラルーシ共和国	平成六年一月七日
カザフスタン共和国	平成六年三月七日
グルジア	平成六年四月十九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成九年十一月二十四日
ドミニカ国	平成十二年六月二十一日
コモロ連合	平成十二年十一月二十二日
ナミビア共和国	平成十二年十一月二十七日
タンザニア連合共和国	平成十三年三月二十八日
シリア・アラブ共和国	平成十三年七月二十日
モンゴル国	平成十四年六月二十六日
セントルシア	平成十六年五月二十日
アルバニア共和国	平成十六年六月七日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年六月十一日
パラグアイ共和国	平成十六年六月十五日
グレナダ	平成十六年六月二十八日
ソロモン諸島	平成十六年六月三十日
コンゴ民主共和国	平成十六年十二月十七日
ニカラグア共和国	平成十六年十二月十七日

よって、同議定書は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

コートジボワール	昭和六十三年一月五日
マーシャル諸島共和国	昭和六十三年七月二十六日
ニュージーランド	平成二年五月二十三日
ベラルーシ共和国	平成六年四月七日
カザフスタン共和国	平成六年六月七日
グルジア	平成六年七月十九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成十年二月二十四日
ドミニカ国	平成十二年九月二十一日
コモロ連合	平成十三年二月二十二日
ナミビア共和国	平成十三年二月二十七日
タンザニア連合共和国	平成十三年六月二十八日
シリア・アラブ共和国	平成十三年十月二十日
モンゴル国	平成十四年九月二十六日
セントルシア	平成十六年八月二十日
アルバニア共和国	平成十六年九月七日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年九月十一日
パラグアイ共和国	平成十六年九月十五日
グレナダ	平成十六年九月二十八日
ソロモン諸島	平成十七年三月十七日
コンゴ民主共和国	平成十七年三月十七日
ニカラグア共和国	平成十七年三月十七日

二　エジプト・アラブ共和国政府は、前記の条約の批准書を昭和五十六年九月四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、昭和五十六年十二月四日にエジプト・アラブ共和国について効力を生じた。

（昭和六十二年十月二十三日付け、昭和六十三年五月十日付け、平成二年三月十六日付け、平成六年二月七日付け、同年四月七日付け、同年四月二十七日付け、平成九年十二月一日付け、平成十二年八月九日、平成十三年一月五日、同年十二月十七日付け、平成十四年七月四日、平成十六年八月二十五日、平成十七年三月三十日及び昭和五十六年九月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年八月十日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百七十五号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和四十四年六月二十三日にロンドンで作成された「千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

カタール国	昭和六十一年二月三日
オマーン国	平成二年九月二十四日
モザンビーク共和国	平成三年十月三十日
ガンビア共和国	平成三年十一月一日
リトアニア共和国	平成三年十二月四日
エストニア共和国	平成三年十二月十六日
パプアニューギニア独立国	平成五年十月二十五日
ウクライナ	平成五年十月二十五日
ニカラグア共和国	平成六年二月二日
カザフスタン共和国	平成六年三月七日
グルジア	平成六年四月十九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成九年十一月二十四日
ガイアナ共和国	平成九年十二月十日
ラトビア共和国	平成十年五月十一日
ドミニカ国	平成十二年六月二十一日
ジャマイカ	平成十二年九月八日
コモロ連合	平成十二年十一月二十二日
ナミビア共和国	平成十二年十一月二十七日
タンザニア連合共和国	平成十三年三月二十八日
シエラレオネ共和国	平成十三年七月二十六日
アンゴラ共和国	平成十三年十月四日
スーダン共和国	平成十四年五月二十一日
モンゴル国	平成十四年六月二十六日
コンゴ共和国	平成十四年八月七日
アルバニア共和国	平成十五年四月三日
カーボヴェルデ共和国	平成十五年七月四日
サモア独立国	平成十六年五月十八日
セントルシア	平成十六年五月二十日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年六月十一日
グレナダ	平成十六年六月二十八日
ソロモン諸島	平成十六年六月三十日
ガボン共和国	平成十七年四月十二日
モルドバ共和国	平成十七年十月十一日
キリバス共和国	平成十九年二月五日
グアテマラ共和国	平成二十年二月二十日

よって、同条約は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

カタール国	昭和六十一年五月三日
オマーン国	平成二年十二月二十四日
モザンビーク共和国	平成四年一月三十日
ガンビア共和国	平成四年二月一日
リトアニア共和国	平成四年三月四日
エストニア共和国	平成四年三月十六日
パプアニューギニア独立国	平成六年一月二十五日
ウクライナ	平成六年五月二日
カザフスタン共和国	平成六年三月七日
グルジア	平成六年七月十九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成十年二月二十四日
ガイアナ共和国	平成十年三月十日
ラトビア共和国	平成十年八月十一日
ドミニカ国	平成十二年九月二十一日
ジャマイカ	平成十二年十二月八日
コモロ連合	平成十三年二月二十二日
ナミビア共和国	平成十三年二月二十七日
タンザニア連合共和国	平成十三年六月二十八日
シエラレオネ共和国	平成十三年十月二十六日
アンゴラ共和国	平成十四年一月四日
スーダン共和国	平成十四年八月二十一日
モンゴル国	平成十四年九月二十六日
コンゴ共和国	平成十四年十一月七日
アルバニア共和国	平成十五年七月三日
カーボヴェルデ共和国	平成十五年十月四日
サモア独立国	平成十六年八月十八日
セントルシア	平成十六年八月二十日